⑶　⑵において、空間多重方式を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

⑷　４⑵で求めた結果は、dBm／MHz単位で記載する。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに求めた値を真数で加算して、隣接チャネル漏えい電力の総和をdBm／MHz単位で記載する。

⑹　⑸において、空間多重方式を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

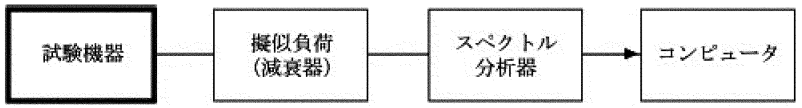
⑺　４⑶で求めた結果は、送信相互変調振幅値を、技術基準の異なる帯域ごとに離調周波数とともに、dBm／100kHz単位又はdBm／MHz単位で記載する。

⑻　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごと（参照帯域幅内）における総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに最大の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑼　⑻において、空間多重方式を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

七　隣接チャネル漏えい電力

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　隣接チャネル帯域幅当たりの漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　測定操作手順に示す周波数
イ　掃引周波数幅　六の項の２⑴に準ずる
ウ　分解能帯域幅　30kHz
エ　ビデオ帯域幅　100kHz
オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数　　400点以上
ク　掃引モード　　連続掃引
ケ　検波モード　　ポジティブピーク
コ　表示モード　　マックスホールド
サ　掃引回数　　スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

⑵　１MHz帯域幅当たりの隣接チャネル漏えい電力探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　六の項の２⑵に準ずる
イ　分解能帯域幅　30kHz
ウ　ビデオ帯域幅　100kHz